



市職員の給与と定員状況

定員状況

市職員の給与と定員状況をお知らせします。市職員の給与や定数は、民間給与実態調査に基づいた人事院勧告を受けて決められる国家公務員などの給与に準じて、条例や規則で定めています。

◎問い合わせ
給与について 職員課 23-2119
定数について 総合政策課 23-2115

3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	333,849円	43.3歳

4 職員の初任給の状況

区分	都城市		国
	初任給	採用2年経過日	
大学卒	174,200円	186,100円	本市と同じ
高校卒	142,100円	150,500円	

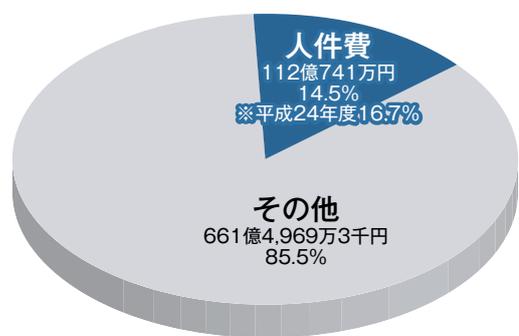
5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数			
	10年	20年	25年	30年
大学卒	257,595円	361,340円	378,983円	399,487円
高校卒	208,086円	316,655円	359,062円	381,365円

6 職員手当の状況

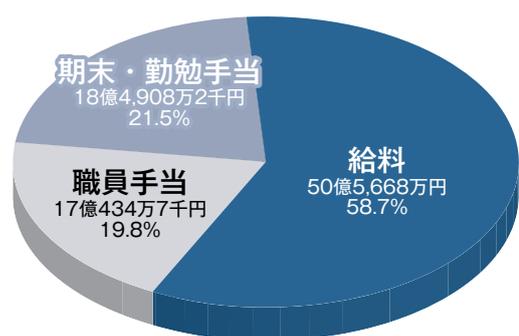
区分	都城市		国	
期末・勤勉手当	期末手当	勤勉手当	全て本市と同じ	
	6月期	1.225月		0.750月
	12月期	1.375月		0.750月
	計	2.600月		1.500月
職制上の段階などによる加算措置あり				
退職手当	自己都合	定年	全て本市と同じ	
	勤続20年	20.445月分		25.55625月分
	勤続25年	29.145月分		34.5825月分
	勤続35年	41.325月分		49.59月分
	最高限度	49.59月分		49.59月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2~45%加算 ※平成25年4月1日から段階的に引き下げを実施しています			
扶養手当	配偶者	月額13,000円	全て本市と同じ	
	配偶者以外	1人につき 月額6,500円		
住居手当	借家	最高月額27,000円	全て本市と同じ	
通勤手当	交通機関利用者	最高月額55,000円	全て本市と同じ	
	交通用具利用者 (片道2km以上)	月額2,000円~31,600円		

1 人件費の状況 (平成25年度普通会計決算)



※人件費には職員給与のほか、特別職や各種委員会委員の報酬などが含まれています

2 給与費の状況 (平成27年度普通会計予算)



※給与費とは、一般職と特別職の給与のことです

※表3～8は、平成27年4月1日現在のものです。また、表3～5は、一般行政職の状況です。

8 特別職の給料・報酬の状況

区分	給料・報酬	期末手当
市長	940,000円	支給割合 6月期 1.475月分 12月期 1.625月分 計 3.100月分
副市長(総括担当)	755,000円	
副市長(事業担当)	675,000円	
議長	500,000円	
副議長	420,000円	
議員	400,000円	

7 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	74人	7.8%
2級		51人	5.3%
3級	主査	130人	13.6%
4級	副主幹・主査	406人	42.5%
5級	副課長・主幹	206人	21.6%
6級	課長	72人	7.5%
7級	部長	16人	1.7%
計		955人	100%

9 部門別職員数の状況

【各年4月1日現在 ▲は減員】

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減の理由など	
	平成26年	平成27年			
一般行政部門	議会	9	10	1	(増) 議会事務局の法務・調査機能強化
	総務	286	294	8	(増) 公共施設等総合管理計画策定事務の増、土地開発公社関係事務の増、国勢調査事務の増、ふるさと納税事務の増 (減) 志布志市との人事交流終了
	税務	82	79	▲ 3	(減) 申告支援システム導入に伴う市民税事務の効率化
	民生	168	172	4	(増) 福祉関係窓口業務の整理による増 (減) 老人ホーム体制の見直し
	衛生	113	105	▲ 8	(増) クリーンセンターの新設 (減) クリーンセンター整備終了、清掃工場閉鎖に伴う減
	農水	130	121	▲ 9	(増) 日本型直接支払制度事務の増 (減) 総合支所農業振興事務の見直し
	商工	33	31	▲ 2	(減) インター工業団地整備終了
	土木	137	130	▲ 7	(増) 公園維持管理業務の増 (減) 総合支所建築関係事務および都市計画関係事務の本庁集約
	小計	958	942	▲ 16	
特別行政・公営企業等会計部門	教育	132	120	▲ 12	(増) スポーツ拠点施設事務の増 (減) 総合支所教育課の廃止
	消防	181	182	1	(増) 消防吏員の欠員補充
	水道	63	62	▲ 1	(減) 給水担当事務の見直し
	下水道	32	32	—	
	その他	89	85	▲ 4	(増) 宮崎県後期高齢者医療広域連合への職員派遣 (減) 電気事業の見直し、総合交流活性化センター特別会計の廃止
	小計	497	481	▲ 16	
総合計	1,455	1,423	▲ 32		

- (注1) 職員数は、部門別の一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除いています。
- (注2) 各部門は、国の調査（地方公共団体定員管理調査）に基づく分類であり、本市行政組織上の各部局と一致するものではありません。（教育長については、平成27年より調査対象外となったため本年の職員数に含まれていません。）

10 職員の処分の状況

平成26年度に休職処分した職員は17人で、処分理由は、病気休職(17人)となっています。また、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

本市の人事制度の概況は、「都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市のホームページの「市民の皆さま」>「市政を身近に」>「市職員の人事・給与等の公表」に掲載しています。



江戸時代の地図作成と地誌編さん事業

〜認識される地域〜

江戸時代に作成された「伊能図」、地域記録の「庄内地理志」や「新編武蔵風土紀稿」。それらが果たした歴史的意義を紹介します。

◎問い合わせ 都城島津邸 023-2116

江戸時代、国絵図や村絵図の作成、地域の記録の編さんなどが盛んに行われていました。

例えば、近代以降の地図の発達に大きな影響を与えた伊能図や地誌が作成され、また、同じ時期には、都城でも全1〜3巻にも及ぶ庄内地理志が編さんされました。

本展では幕府による国絵図作成や、松平定信の地誌編さん事業構想、鹿児島藩による名勝志編さん事業、都城島津家の庄内地理志編さんを通して、地図や地誌の果たした歴史的役割について紹介します。



九州沿海図 (大図)

展示の見どころ

幕府の国絵図作成

豊臣政権による絵図・御前帳作成の影響を受け徳川幕府では、国絵図の作成と提出を各大名に指示。今回の展示では、当時のエピソードを紹介しながら、国絵図作成の目的と意義について触れます。

伊能図と幕府の地誌編さん事業

江戸時代、伊能図作成を、幕府が全面的に支援。同時期に松平定信が地誌編さんの構想を立てました。それを受け、地誌編さんを実施した藩もありました。ここでは、地誌とその目的について触れます。



伊能忠敬の肖像画

薩藩名勝志と三國名勝図会

幕府の地誌編さん事業を受けて、鹿児島藩でも家臣に調査と資料の提出を依頼し、地誌の編さんを始めました。ここでは、その事業の意味について触れます。

庄内地理志と地域認識

都城島津家では、鹿児島藩の地誌編さん事業を受け、多くの庄内地理志を作成しました。

ここでは、地誌編さん事業と人々の歴史や地域認識の関係について紹介します。



庄内地理志

関連イベント(無料)

特別展記念講演会

「庄内地理志」を考える

その歴史的意義、そして現代的意義

日本近世の地誌研究を続けてきた白井哲哉先生が、地誌編さん事業とその成果について解説します。

日時 11月23日(月)

13時30分開場、14時開演

場所 ウエルネス交流プラザ
ムジカホール

講師 白井哲哉筑波大学教授

学芸員の特別展解説講座

もっと知りたい! 庄内地理志の編さんと歴史的意義

展示史料から、それにまつわる出来事や歴史的な意義について、分かりやすく解説します。

日時 11月21日(土) 14時~15時

場所 都城島津伝承館交流室

会期

10月17日(土)~11月29日(日)

※月曜日休館(月曜日が祝日の場合はその翌日)

入館料

大人400円(350円)

高校・大学生300円(250円)

中学生以下無料

※()内は20人以上の団体料金
※本宅は別途、小学生以上100円

都城市立美術館特別展「日韓近代美術家のまなざし」(10月23日(金)~12月6日(日))と、都城歴史資料館企画展「近代戦争と都城」(11月29日(日)まで)の入場券の半券を提示した人は、団体料金で観覧できます(個人の観覧者のみ)。

都城夜間急病センターの 適正利用をお願いします

◎問い合わせ 健康課 ☎23-2765



当直医の過酷な勤務実態

都城夜間急病センターでは、内科や外科、小児科を診療科目として、都城市郡医師会病院勤務医や宮崎大学派遣医、開業医が交代で19時から翌朝7時まで当直勤務を行っています。しかし、限られた人数の医師が朝まで患者の対応に追われ、休養も取れず翌日も勤務に当たるといった過酷な状況です。医師の過重労働が常態化している現在の状況が続けば、救急医療を担う医師の確保がますます難しくなり、地域の救急医療は崩壊します。

その受診、本当に緊急ですか？

夜間急病センター受診者の約4割を占める小児科では、身近に相談者のいない保護者が不安になって駆け込んだり、日中に受診できるともかかわらず、夜中に受診したりするケースがあります。

夜間に困ったことがある場合は、宮崎県小児救急医療電話相談を利用ください。

夜間急病センター存続のため

都城夜間急病センターは、夜間の急病やけがをした人などの受診施設です。地域の救急医療を「守り」「支え」「継続」していくためにも、夜間急病センターの適正な利用が不可欠です。

症状の軽い場合や緊急ではないときは、受診時間内にかかりつけ医で受診してください。



宮崎県小児救急医療電話相談

小児科医の支援体制の下、看護師が無料で相談に応じます。
※通話料は利用者負担

●利用時間

19時～翌朝8時（年中無休）

プッシュ回線対応固定電話・携帯電話

☎#80000

ダイヤル回線

☎0985-135-8855

ごみの適正な分別に 協力ください

クリーンセンターの利用について

クリーンセンターの稼働によりビニールやプラスチック、発泡スチロール、靴、皮革製品などを安全に焼却できるようにしました。しかし、金属製品や刃物などはこれまでと同様に燃やせないごみです。金属製のゴミが混入していると、機械設備の故障の原因となります。設備が故障すると、ごみの焼却ができず、ごみの受け入れが困難になります。日頃からごみの適正な分別に協力ください。



これまで通り

ごみ出しは8時30分までに

所定のごみ置き場に出されたごみは、交通事情などにより収集時間が遅れる場合がありますが、確実な収集を行うために、市指定のごみ袋で午前8時30分までに出してください。

そのほか、自治公民館などのルールに従ってください。

ごみの分別方法

ごみを出すときは、分別方法を守り、決められた日に決められた場所に出してください。正しく分別されていないごみは、収集しません。ごみが残っていると悪臭の原因になるばかりではなく景観も損ないますので、ルールを守ってごみを出してください。

なお、クリーンセンターが稼働した、3月1日からこれまでの、ごみの分別方法に変更はありません。

環境業務課 ☎24-5560

クリーンセンター ☎45-6677